

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神戸市看護大学短期大学部同窓会と称し、事務局を神戸市看護大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、看護の向上に努め、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会は、正会員と特別会員、及び準会員をもって組織する。正会員は、神戸市看護短期大学及び神戸市看護大学短期大学部卒業生よりなり、特別会員は、旧教員よりなり、準会員は、在学生とする。

第3章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため必要と認める事業活動を行う。

第4章 役員

第5条 本会には、次の役員をおく。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 1名
- 3.書記長 1名
- 4.会計 1名
- 5.監査役 2名
- 6.渉外 1名

第6条 役員を選出

- (1)会長、副会長、書記長、会計、監査役、渉外は、総会において正会員より選出する。
- (2)任期中、役員に、任務の遂行が困難な者が生じた時、代理の選出を役員会に一任する。

第7条 役員任期

- (1)役員任期は、2年とする。ただし、代理役員任期は、次の総会までとする。

第8条 役員任務

- (1)会長は、本会を統括し、総会及び役員会を召集し、円滑な運営を図る。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3)書記長は、会長の命をうけて事務を行う。
- (4)会計は、会長の命をうけて会計事務を管掌する。
- (5)監査役は、本会の会計監査にあたる。

第9条 相談役

相談役は、神戸市看護大学学長に委嘱する。

第5章 会議

第10条 会議は、総会と役員会とし、定期及び、臨時に開催することができる。

第11条 定期総会は、隔年1回開催する。

第12条 総会は、本会の最高決議機関とする。

第13条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって成立する。

第14条 臨時総会は、会長および役員会において必要と認められた時、これを召集する。

第15条 定期役員会は、年1回開催し、必要に応じて会長は、臨時に役員会を召集することができる。

第16条 役員会は、役員員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。監査役は、役員会に出席できるが、議決権は持たない。

第17条 すべての会議の議長は、その都度出席会員の中から選出する。ただし、議長は、議決権を持たない。が、可否同数の場合は、議長が決定権を有する。

第6章 会員の権利及び義務

第18条 神戸市看護大学短期大学部学生は、卒業と同時に本会に入会する。

第19条 特別会員および準会員は、発言権を有するが、議決権を有しない。

第20条 正会員は、別に定めるところにより、入会金、及び、永久会費を納めなければならない。

第21条 会員は、身上に異動を生じた場合、本会に届けなければならない。

第7章 会費

第22条 会費は、入会金3,000円、永久会費5,000円とする。

第8章 財政

第23条 本会の経費は、入会金、永久会費、その他寄付金などをもって、これにあてる。

第24条 本会の、事業遂行のため、経費の不足を来した場合、役員会の承認を得て、臨時徴収することができる。

第9章 会則改正

第25条 本会会則の改正は、会員の請求により、総会出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第10章 附則

本会会則は、昭和62年3月21日からこれを施行する。

本会会則は、平成8年4月1日からこれを施行する。

本会会則は、平成10年4月1日からこれを施行する。

本会会則は、平成17年4月1日からこれを施行する。

本会会則は、平成19年2月16日からこれを施行する。